

答 申 書
(答申第232号)
平成29年1月16日

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について (答申)

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第2条第1項第3号の規定により、平成28年12月12日付け市町村第1343号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、過去の個人情報の紛失又は流出という重大事故の発生に鑑み、特定個人情報ファイルの保管については、再発防止策を確実に履行し、このような事故が二度と起きないように、各課等の情報セキュリティ管理者が中心となり、個人情報の運用ルールを再確認し、徹底してください。

記

評価実施機関	北海道知事
事務担当課	総合政策部地域主権・行政局市町村課
評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書
保有することとなる特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル
点検結果（総評）	北海道特定個人情報保護評価実施要綱第9の2の「審議の観点」について個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。 また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。